

企業団に提出する請求書について (お知らせ)



令和5年10月1日以降企業団に提出する請求書については、
次のとおり取扱うものとします。

① 適格請求書発行事業者の登録を受けている事業者の方は、適格請求書（インボイス）の交付をお願いします。

【注意事項】

- ・当企業団の様式を用意していますが、任意様式の請求書も使用できます。
- ・別紙の記入例をご確認いただき、必要事項を満たすよう作成してください。
- ・当企業団との契約にあたり、適格請求書発行事業者であることを要件とするものではありません。
- ・公共工事等の前払金の請求の際は、適格請求書の交付は必要ありません。出来高部分払いや完成払の際に前払金相当額と合算した金額での適格請求書が必要となります。
- ・インボイス制度の詳細等については、国税庁ホームページをご確認ください。

② 請求書等への押印（請求者の印、法人の場合は会社印及び代表者印）について省略できるものとします。なお、引き続き押印のある請求書も有効です。

【注意事項】

- ・押印が省略された請求書には、担当者名及び内線番号を記載してください。
- ・担当課から電話等により請求内容や担当者の在籍等を確認させていただく場合があります。
- ・規則、要綱等において押印することが定められている場合や、現金払いをする場合など、押印の省略が認められない場合もあります。
- ・押印が省略された請求書に不備があった場合は、正しい請求書を再提出してください。なお、押印がある請求書については、同じ印鑑で訂正してください。